

## 大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業

作業の種類	
1	特定建築材料が使用されている建築物及び工作物（以下「建築物等：という。）を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

(注)

① 特定建築材料（施行令第3条の3）

特定粉じん排出作業において規制の対象となる建築材料として「特定建築材料」を規定した特定建築材料に規定されるものとしては、「吹付け石綿」並びに「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」とし、建築材の調整に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるものをいう。

### 特定建築材料に該当する建築材料の一例

区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウォール（乾式、湿式）、③石綿含有する石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	①屋根用折版断熱材、②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	①石綿保温材、②石綿含有珪藻土保温材、③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有珪酸カルシウム保温材、⑤石綿含有する石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く)	①石綿含有耐火被覆材、②石綿含有珪酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材

② 建築物

「建築物」とは、建築基準法第2条第2号に規定する建築物うい基本としており、建物本体のほか、建物に設ける建築設備（電気、ガス、給排水、換気、冷暖房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突等）が含まれる。

③ 工作物

「工作物」とは、土地に接着して人工的作為を加えることによって成立した物をいい、工場のプラントや橋などは工作物である。

④ 解体（作業）

建築物及び工作物を取り壊す行為（作業）をいう。

⑤ 改修又は補修（作業）

解体以外の建築物及び工作物の一部に手を加える行為（作業）をいう。